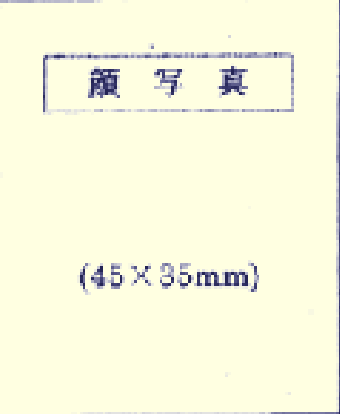


特別永住者のための 入管法・入管特例法・住基法 改定案の概要説明

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード ALIEN RESIDENCE CARD		第000000001号	
氏名 NAME	CHIYODA JENNIFER YUKO	性別 SEX	女・F	 <p>顔写真 (45×35mm)</p>	
国籍の属する国等 NATION	カナダ	生年月日 DATE OF BIRTH	1977年01月25日		
在留資格 STATUS	留学	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 就労不可。 就労するには資格外活動許可が必要。 </div>			
在留期間・在留期間満了日 PERIOD OF STAY	2年・2008年12月31日			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 法務大臣 職印 MINISTER OF JUSTICE </div>	
許可の種類 TYPE OF PERMIT	上陸許可	このカードは			
許可年月日 DATE OF PERMIT	2006年12月31日	2008年12月31日まで有効			
交付年月日 DATE OF ISSUE	2006年12月31日	です。 DATE OF EXPIRY			
住居地 ADDRESS	未定。上陸から90日以内に住所を市町村の長に届け出なければならない。届け出た住所は裏面に記載する。				

「在留カードに異議あり！」NGO実行委員会

入管法・入管特例法・住基法 改定案の国会提出

政府は2009年3月3日、「住民基本台帳法」（住基法）改定案を、続けて6日には「外国人登録法」（外登法）の廃止を含む「出入国管理及び難民認定法」（入管法）改定案、および「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）改定案を閣議決定し、今国会に上程した。

入管法・入管特例法・住基法の改定 外登法の入管法への統合と外国人住民登録

政府案によると、これまでの入管法と外登法による二元的管理を廃して、入管法に一元化すると共に、外登法廃止にともなう外国人の「住民登録」は、住民基本台帳制度の中で行なう。すなわち、「在日外国人」のカテゴリーを次のように大きく三つに分けて、「管理」する。

「在留外国人」管理のための 3つのカテゴリー

- ① **在日コリアンなど「特別永住者」**（旧植民地出身者とその子孫）
⇒法務省は**入管特例法**によって、「**特別永住者証明書**」を市町村経由で交付する。
- ② **短期滞在者や特別永住者を除く「中長期在留者」**
⇒法務省は**入管法**によって、「**在留カード**」を交付する。
- ③ **オーバーステイなど「非正規滞在者」**
⇒法務省は、**在留カードを交付しない**。

そして**住民基本台帳法改定案**では、「**特別永住者**」と「**中長期在留者**」を対象とし、「**非正規滞在者**」を排除する。

A 中長期在留者に対する「在留管理」 入管法の改定

その1：情報の一元的把握と集中管理

①法務省は、外国人の在留管理に必要な情報を一元的に把握する。

すなわち法務省は、外国人の「入国・再入国・出国情報」だけでなく「在留情報」も一括して集中管理する。とりわけ、1990年代以降に急増した「中長期在留者」に対して、在留管理を徹底する。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その2：在留カードの交付

②法務省は、中長期在留者に対して、在留許可を「化体するもの」として在留カードを交付する（その交付対象は『Q&A』の図2）。

すなわち法務省入管局は、新規上陸許可と在留許可、在留資格の変更、在留期間の更新、永住許可、在留特別許可、難民認定をした時などに、また「永住者」の場合は7年ごとに、その中長期在留者に在留カードを交付する（それ以外の外国人、すなわち「短期滞在者」や、法務省が「不法在留」とみなす外国人には在留カードを交付しない）。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その3：在留カードに記録する情報

③法務省は、在留カードに、中長期在留者の顔写真のほか、

氏名、生年月日、性別、

国籍／住居地／在留資格、

在留期間、在留期間の満了日

許可の種類、その年月日

在留カードの番号、交付年月日と満了日

就労制限の有無

在留資格外の活動許可を受けている時はその旨

を記載し、かつICチップを登載する。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その4：在留カードの携帯義務

中長期在留者には、在留カードの受領・常時携帯・提示義務を、刑事罰をもって課す。（但し、16歳未満の者は携帯を要しない。）

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その5：届出と罰則

④法務省は、在留カード交付に際して、**中長期在留者から「身分事項」を地方入管局に届けさせ、同時に「住居地」については市町村を經由して届けさせる。**

その上、入管法が定める「別表第一」（表1参照）の中長期在留者に対しては、**在留許可／在留更新のたびごとに「所属機関・派遣先等」を地方入管局に届けさせる。**

⇒これらの届出を担保するために、**届出遅延または虚偽届出をした中長期在留者に対して刑事罰を科す。**

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その6：所属機関などについての届出

⑤法務省はさらに、「別表第一」の中でも、「教授」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「教育」「企業内転勤」「技能実習」「留学」「研修」の在留資格者に対しては、**所属機関の名称や所在地が変更した時、その機関が消滅した時、その機関から離脱、移籍した時、**

また「研究」「技術」「人文知識・国際業務」「興行」「技能」の在留資格者に対しては、**契約している機関の名称や所在地が変更した時、その機関が消滅した時、その機関との契約終了や新契約の締結をした時は、**

「14日以内に」「その旨及び法務省令で定める事項」を**地方入管局に届けさせる。**

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その7：所属機関からの報告

⑥法務省は、「別表第一」の中長期在留者が**所属する機関**に対して、**個人単位で就労状況や就学状況などを地方入管局に報告させる**ことを義務づける。

⇒情報提供をしなかった機関あるいは虚偽の情報提供をした機関に対して、**今後は外国人の新規受入れを認めない、あるいは、その機関に所属して在留資格を持っていた中長期在留者の「在留更新」を認めない**などの措置をとることができるようにする。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その8：届出と報告の照合

⑦法務省は、

中長期在留者本人が届け出た情報と、
その中長期在留者が所属する機関からの情報、
市町村や警察庁など関係行政機関から提供を受けた情
報とを

照合する。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その9：法務省による在留情報の「活用」

- ⑧法務省は、これらの照合作業と職権調査によって得た中長期在留者一人ひとりの「在留情報」を、在留期間更新や在留資格変更の審査において、あるいは在留期間の「途中審査」において活用し、在留許可／不許可処分や在留資格取消処分を行なう。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その10：強化拡大される在留管理体制

このように、**法務省・地方入管局の権限は格段と強化され、その業務は集中し肥大化することになる。**

その対象とされる中長期在留者は「約164万人」プラス「新規入国者」となるが（Q&A図2の注記）、彼ら彼女らは、これまで以上に煩雑な手続きを求められるだけでなく、**過酷な管理体制の下に置かれることになる。**

B 特別永住者に対する「在留管理」 入管特例法の改定

在日コリアンなど特別永住者に対しては、「入管特例法」改定案では次のように扱われることになる。

B 特別永住者に対する「在留管理」

その1：特別永住者証明書（ICカード）

- ①法務省は、**市町村を經由して「特別永住者証明書」を交付する。**
- ②法務省は、特別永住者証明書に、顔写真のほか、
**氏名、生年月日、国籍の属する国または地域
住居地
特別永住者証明書の番号
交付年月日、有効期間〔7年〕満了日**
を記載し、かつICチップを搭載する。

B 特別永住者に対する「在留管理」

その2：特別永住者証明書（ICカード）の携帯義務

- ③特別永住者は、市町村窓口で法務省が交付する特別永住者証明書を**受領し、常時携帯し、入管職員等から提示を求められたときは提示しなければならない。**（但し、16歳未満の者は携帯を要しない。）

⇒証明書の**不携帯は過料、受領拒否・提示拒否には刑事罰。**

B 特別永住者に対する「在留管理」

その3：届出と罰則

④特別永住者は、**住居地を変更したとき**、14日以内に、新住居地の**市町村を經由して法務省に変更届けをし**、市町村窓口で証明書に新住居地を記載してもらわなければならない。

⇒**届出遅延、虚偽届出は刑事罰。**

⑤特別永住者は、証明書の記載事項「**氏名、生年月日、国籍等**」に変更が生じたとき、14日以内に、**市町村を經由して法務省に変更届を出し**、新たな証明書を交付してもらわなくてはならない。

⇒**届出遅延、虚偽届出は刑事罰。**

B 特別永住者に対する「在留管理」

その4：特別永住者については「何も変わらない」

以上に見るように特別永住者は、これまでと同様の義務規定と罰則制度を課せられている。

法務官僚いわく、

「特別永住者については、改善も改悪もしなかった」

と。

しかし、すでに在日四世・五世が生まれてきている現在、また1947年の外国人登録制度発足から60年以上経過しているのに、日本は今後も、こうした法制度を続けようとしているのである。

C 外国人台帳（外国人住民票）

住基法の改定による外国籍住民への適用

いっぽう「住基法」改定案においては、これまで**日本国民だけを対象としていた「住民基本台帳」の中に、外国籍住民、すなわち在留カードを交付された「中長期在留者」と、特別永住者証明書を交付される「特別永住者」を入れることになる**（その対象とする外国人は『Q & A』図2）。

これは、日本社会に暮らす外国人にとっても、自治体にとっても当然のことである。また、**外登法の廃止と住基法の適用は、これまで私たちが強く求めてきたこと**でもある。

C 外国人台帳（外国人住民票）

住基台帳と在留管理の連結

しかし、「外国人台帳」の作成と運営は、入管法改定案による「新たな在留管理制度」に連結させられるため、「住民の利便を増進するとともに、国および地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」（住基法第1条）制度から逸脱し、いびつなものになろうとしている。

C 外国人台帳（外国人住民票）

その1：自治事務と法定受託事務

この「住基法改定案」プラス「入管法・入管特例法改定案」において、市町村の業務は次のようになる。

① 「法定受託事務」

市町村は、「**外国人が「法務省に住居地を届け出る」窓口**となり、その住居地情報を在留カードに記載しなければならない（入管法改定案）。

② 「自治事務」

市町村は、外国人が届け出た「住居地」「世帯」情報などと、法務省から提供される外国人の情報（身分事項在留更新許可／不許可処分、永住許可・特別永住許可、出などの情報）をもとに、外国人住民票を作成し整備する（基台帳法改定案）。

C 外国人台帳（外国人住民票）

その2：職権による調査と法務大臣への通知

- ③市町村は、外国人本人の届出だけではなく、**職権・調査権によっても住民票の記載修正や削除などを行なう**（日本籍住民についても同じ）。

- ④市町村は、特別永住者も含む外国人について、**台帳に記載した時、修正した時、削除した時、ただちに法務省に通知しなければならない**（入管法改定案）。

C 外国人台帳（外国人住民票）

その3：在留管理制度が前提とされる

これでは、自治体が居住する外国人を「住民」として台帳に記録して活用する「自治事務」でありながら、実際は法務省による「在留管理」が前提とされ、かつ、それに規制されることになる。

たとえば、それまで台帳に登載されていた外国人が、在留更新の際に不許可とされた場合などでは、法務省は市町村に対して、その旨をただちに通知する（住基台帳法改定案の規定）。これによって、市町村が台帳から当該外国人の住民票を「消除する」ことを、住基法改定案は予定している。

D 新たな在留管理制度

以上、3本の改定法案を概観するだけでも、とりわけ入管法改定案による「**新たな在留管理制度**」が、**外国籍住民に対していかに負担と苦痛を与えるか**が容易に理解できるであろう。

D 新たな在留管理制度

「公正な在留管理」と「情報の継続的把握」

政府は、外登法廃止と入管法改定の目的を、

外国人の公正な在留管理を行なうため

法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を

構築すること

にある、という。

D 新たな在留管理制度 「非正規滞在者」の管理

入管法改定案では、中長期在留者を「徹底した管理」の対象としているが、それは必然的に、

「在留カードを持たせない」非正規滞在者
を措置している。

D 新たな在留管理制度

すべての外国人に対する管理の強化

また特別永住者は、外形的には「徹底した管理」の対象外としているが、実際は

**特別永住者を含むすべての外国人を対象とする
「新たな在留管理制度」**

すなわち

「法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度」

が構築されようとしているのである。

特別永住者のための 入管法・入管特例法・住基法 改定案の概要説明

1

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード ALIEN RESIDENCE CARD		第000000001号
氏名 NAME	CHIYODA JENNIFER YUKO	性別 SEX	女・F	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">顔写真</div> <p>(45×35mm)</p>
国籍の属する国等 NATION	カナダ	生年月日 DATE OF BIRTH	1977年01月25日	
在留資格 STATUS	留学	就労不可。 就労するには資格外活動許可が必要。		
在留期間・在留期間満了日 PERIOD OF STAY	2年・2008年12月31日			
許可の種類 TYPE OF PERMIT	上陸許可	このカードは		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">法務大臣</div> <p>職印 MINISTER OF JUSTICE</p>
許可年月日 DATE OF PERMIT	2006年12月31日	2008年12月31日まで有効		
交付年月日 DATE OF ISSUE	2006年12月31日	です。		
住居地 ADDRESS	未定。上陸から90日以内に住所を市町村の長に届け出なければならぬ。届け出た住所は裏面に記載する。			

「在留カードに異議あり！」NGO実行委員会

2009.5.1 Ver.1.0

入管法・入管特例法・住基法 改定案の国会提出

政府は2009年3月3日、「住民基本台帳法」（住基法）改定案を、続けて6日には「外国人登録法」（外登法）の廃止を含む「出入国管理及び難民認定法」（入管法）改定案、および「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）改定案を閣議決定し、今国会に上程した。

入管法・入管特例法・住基法の改定 外登法の入管法への統合と外国人住民登録

政府案によると、これまでの入管法と外登法による二元的管理を廃して、入管法に一元化すると共に、外登法廃止にともなう外国人の「住民登録」は、住民基本台帳制度の中で行なう。すなわち、「在日外国人」の κατηγοリーを次のように大きく三つに分けて、「管理」する。

「在留外国人」管理のための 3つのカテゴリー

①在日コリアンなど「特別永住者」（旧植民地出身者とその子孫）

⇒法務省は入管特例法によって、「特別永住者証明書」を市町村経由で交付する。

②短期滞在者や特別永住者を除く「中長期在留者」

⇒法務省は入管法によって、「在留カード」を交付する。

③オーバーステイなど「非正規滞在者」

⇒法務省は、在留カードを交付しない。

そして住民基本台帳法改定案では、「特別永住者」と「中長期在留者」を対象とし、「非正規滞在者」を排除する。

A 中長期在留者に対する「在留管理」 入管法の改定

5

その1：情報の一元的把握と集中管理

①法務省は、外国人の在留管理に必要な情報を一元的に把握する。

すなわち法務省は、外国人の「入国・再入国・出国情報」だけではなく「在留情報」も一括して集中管理する。とりわけ、1990年代以降に急増した「中長期在留者」に対して、在留管理を徹底する。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その2：在留カードの交付

②法務省は、中長期在留者に対して、在留許可を「化体するもの」として在留カードを交付する（その交付対象は『Q&A』の図2）。

すなわち法務省入管局は、新規上陸許可と在留許可、在留資格の変更、在留期間の更新、永住許可、在留特別許可、難民認定をした時などに、また「永住者」の場合は7年ごとに、その中長期在留者に在留カードを交付する（それ以外の外国人、すなわち「短期滞在者」や、法務省が「不法在留」とみなす外国人には在留カードを交付しない）。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その3：在留カードに記録する情報

③法務省は、在留カードに、中長期在留者の顔写真のほか、

氏名、生年月日、性別、

国籍／住居地／在留資格、

在留期間、在留期間の満了日

許可の種類、その年月日

在留カードの番号、交付年月日と満了日

就労制限の有無

在留資格外の活動許可を受けている時はその旨

を記載し、かつICチップを登載する。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その4：在留カードの携帯義務

中長期在留者には、在留カードの受領・常時携帯・提示義務を、刑事罰をもって課す。（但し、16歳未満の者は携帯を要しない。）

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その5：届出と罰則

④法務省は、在留カード交付に際して、**中長期在留者から「身分事項」**を地方入管局に届けさせ、同時に「**住居地**」については市町村を経由して届けさせる。

その上、入管法が定める「別表第一」（表1参照）の中長期在留者に対しては、**在留許可／在留更新のたびごとに「所属機関・派遣先等」**を地方入管局に届けさせる。

⇒これらの届出を担保するために、**届出遅延または虚偽届出をした中長期在留者に対して刑事罰**を科す。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その6：所属機関などについての届出

⑤法務省はさらに、「別表第一」の中でも、「教授」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「教育」「企業内転勤」「技能実習」「留学」「研修」の在留資格者に対しては、**所属機関の名称や所在地が変更した時、その機関が消滅した時、その機関から離脱、移籍した時、**

また「研究」「技術」「人文知識・国際業務」「興行」「技能」の在留資格者に対しては、**契約している機関の名称や所在地が変更した時、その機関が消滅した時、その機関との契約終了や新契約の締結をした時は、**

「14日以内に」「その旨及び法務省令で定める事項」を**地方入管局に届けさせる。**

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その7：所属機関からの報告

⑥法務省は、「別表第一」の中長期在留者が**所属する機関に対して、個人単位で就労状況や就学状況などを地方入管局に報告させる**ことを義務づける。

⇒情報提供をしなかった機関あるいは虚偽の情報提供をした機関に対して、**今後は外国人の新規受入れを認めない、あるいは、その機関に所属して在留資格を持っていた中長期在留者の「在留更新」を認めない**などの措置をとることができるようにする。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その8：届出と報告の照合

⑦ **法務省は、**

中長期在留者本人が届け出た情報と、
その中長期在留者が所属する機関からの情報、
市町村や警察庁など関係行政機関から提供を受けた情
報とを

照合する。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その9：法務省による在留情報の「活用」

⑧法務省は、これらの照合作業と職権調査によって得た中長期在留者一人ひとりの「在留情報」を、在留期間更新や在留資格変更の審査において、あるいは在留期間の「途中審査」において活用し、在留許可／不許可処分や在留資格取消処分を行なう。

A 中長期在留者に対する「在留管理」

その10：強化拡大される在留管理体制

このように、**法務省・地方入管局の権限は格段と強化され、その業務は集中し肥大化することになる。**

その対象とされる中長期在留者は「約164万人」プラス「新規入国者」となるが（Q&A図2の注記）、彼ら彼女らは、これまで以上に煩雑な手続きを求められるだけでなく、**過酷な管理体制の下に置かれることになる。**

B 特別永住者に対する「在留管理」 入管特例法の改定

在日コリアンなど特別永住者に対しては、「入管特例法」改定案では次のように扱われることになる。

B 特別永住者に対する「在留管理」

その1：特別永住者証明書（ICカード）

- ①法務省は、**市町村を經由して「特別永住者証明書」を交付する。**
- ②法務省は、特別永住者証明書に、顔写真のほか、
**氏名、生年月日、国籍の属する国または地域
住居地
特別永住者証明書の番号
交付年月日、有効期間〔7年〕満了日**
を記載し、かつICチップを搭載する。

B 特別永住者に対する「在留管理」

その2：特別永住者証明書（ICカード）の携帯義務

③特別永住者は、市町村窓口で法務省が交付する特別永住者証明書を**受領し、常時携帯し、入管職員等から提示を求められたときは提示しなければならない。**（但し、16歳未満の者は携帯を要しない。）

⇒証明書の**不携帯は過料、受領拒否・提示拒否には刑事罰。**

B 特別永住者に対する「在留管理」

その3：届出と罰則

④特別永住者は、**住居地を変更したとき**、14日以内に、新住居地の**市町村**を経由して法務省に変更届けをし、市町村窓口で証明書に新住居地を記載してもらわなければならない。

⇒**届出遅延、虚偽届出は刑事罰。**

⑤特別永住者は、証明書の記載事項「**氏名、生年月日、国籍等**」に変更が生じたとき、14日以内に、**市町村**を経由して法務省に変更届を出し、新たな証明書を交付してもらわなくてはならない。

⇒**届出遅延、虚偽届出は刑事罰。**

B 特別永住者に対する「在留管理」

その4：特別永住者については「何も変わらない」

以上に見るように特別永住者は、これまでと同様の義務規定と罰則制度を課せられている。

法務官僚いわく、

「特別永住者については、改善も改悪もしなかった」と。

しかし、すでに在日四世・五世が生まれてきている現在、また1947年の外国人登録制度発足から60年以上経過しているのに、日本は今後も、こうした法制度を続けようとしているのである。

C 外国人台帳（外国人住民票）

住基法の改定による外国籍住民への適用

いっぽう「住基法」改定案においては、これまで**日本国民だけを対象**としていた「住民基本台帳」の中に、**外国籍住民、すなわち在留カードを交付された「中長期在留者」と、特別永住者証明書を交付される「特別永住者」を入れることになる**（その対象とする外国人は『Q & A』図2）。

これは、日本社会に暮らす外国人にとっても、自治体にとっても当然のことである。また、**外登法の廃止と住基法の適用は、これまで私たちが強く求めてきたこと**でもある。

C 外国人台帳（外国人住民票） 住基台帳と在留管理の連結

しかし、「外国人台帳」の作成と運営は、入管法改定案による「新たな在留管理制度」に連結させられるため、「住民の利便を増進するとともに、国および地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」（住基法第1条）制度から逸脱し、いびつなものになろうとしている。

C 外国人台帳（外国人住民票）

その1：自治事務と法定受託事務

この「住基法改定案」プラス「入管法・入管特例法改定案」において、市町村の業務は次のようになる。

①「法定受託事務」

市町村は、「外国人が「法務省に住居地を届け出る」窓口」となり、その住居地情報を在留カードに記載しなければならない（入管法改定案）。

②「自治事務」

市町村は、外国人が届け出た「住居地」「世帯」情報などと、法務省から提供される外国人の情報（身分事項在留更新許可／不許可処分、永住許可・特別永住許可、出などの情報）をもとに、外国人住民票を作成し整備する（基台帳法改定案）。

C 外国人台帳（外国人住民票）

その2：職権による調査と法務大臣への通知

③市町村は、外国人本人の届出だけではなく、**職権・調査権によっても住民票の記載修正や削除などを行なう**（日本籍住民についても同じ）。

④市町村は、特別永住者も含む外国人について、**台帳に記載した時、修正した時、削除した時、ただちに法務省に通知しなければならない**（入管法改定案）。

C 外国人台帳（外国人住民票）

その3：在留管理制度が前提とされる

これでは、自治体が居住する外国人を「住民」として台帳に記録して活用する「自治事務」でありながら、実際は法務省による「在留管理」が前提とされ、かつ、それに規制されることになる。

たとえば、それまで台帳に登載されていた外国人が、在留更新の際に不許可とされた場合などでは、法務省は市町村に対して、その旨をただちに通知する（住基台帳法改定案の規定）。これによって、市町村が台帳から当該外国人の住民票を「消除する」ことを、住基法改定案は予定している。

D 新たな在留管理制度

以上、3本の改定法案を概観するだけでも、とりわけ入管法改定案による「**新たな在留管理制度**」が、**外国籍住民に対していかに負担と苦痛を与えるか**が容易に理解できるであろう。

D 新たな在留管理制度

「公正な在留管理」と「情報の継続的把握」

政府は、外登法廃止と入管法改定の目的を、
**外国人の公正な在留管理を行なうため
法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を
構築すること**
にある、という。

D 新たな在留管理制度 「非正規滞在者」の管理

入管法改定案では、中長期在留者を「徹底した管理」の対象としているが、それは必然的に、

「在留カードを持たせない」非正規滞在者
を措定している。

D 新たな在留管理制度 すべての外国人に対する管理の強化

また特別永住者は、外形的には「徹底した管理」の対象外としているが、実際は

**特別永住者を含むすべての外国人を対象とする
「新たな在留管理制度」**

すなわち

「法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度」
が構築されようとしているのである。